

○愛知淑徳大学教育に志す者の会 (略称: 教志会) 内規

(会員名簿)

第1条 本会の本部に会員名簿を備え、次の事項を登録する。

- (1) 正会員②と特別会員の氏名・卒業年度・出身学部又はこれに準ずる事項
- (2) 現住所・勤務先及びその住所
- (3) 教員免許状に関する情報
- (4) 改姓・改名

2 本会の会員は、前項の登録事項に変更を生じたときには、遅滞なくその旨を本会に届けなければならない。

(除名)

第2条 本会会員が本会の体面を汚損した場合は、総会の議決をもって除名することが出来る。

(退会)

第3条 退会の意志ある者は、速やかに本部に連絡しなければならない。

(役員任期)

第4条 本会役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 3 役員は特別の事情ある場合は、その任期中であっても役員会の議決により解任することが出来る。この場合は次期総会において承認を得なければならない。

(学生部会)

第5条 会の企画・運営のために、学生部会を置く。学生部会は、教職課程を置く学科の学生によって構成される。

- 2 前項の学生部会の定員は10名とする。
- 3 前項の学生部会には部会長1名、副部会長1名を置く。
- 4 会則第6条第1項の幹事のうち、正会員①代表は、原則として学生部会より選出する。

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関とし、会則第5条で定める会員により構成する。

- 2 総会は、毎年1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

- 3 総会は、役員会の議決により会長が招集し、議長は会長とする。
- 4 前項のほか、会員の3分の1以上が会議の目的及び事由を付して総会開催を請求したときには、会長は、その請求を受けた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第7条 総会において議決する事項は次のとおりである。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 内規の制定及び改正
- (4) 重要議案の審議
- (5) 幹事の選任
- (6) 会員の除名
- (7) その他会則及び内規に定める事項及び会長が必要と認めた事項

(招集)

第8条 総会の議事は、会議の目的を示した上で10日前までにこれを会員に通知して行う。

(議事)

第9条 総会の議事は出席会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第10条 総会において議決した事項は、書記担当幹事が議事録に記載し、議長(会長)の署名を必要とする。

(役員会)

第11条 役員会は本会の幹事をもって構成し、本会の業務を決定し、執行する。

- 2 役員会は、会長が招集し、議長は会長とする。
- 3 会長は、幹事の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示し役員会招集の請求があった場合は、15日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 役員会は、幹事の過半数をもって成立し、その議事は出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 役員会は、本会の次年度事業計画案を立案し、新規事業計画がある場合には、当年度10月末までに計画案・見積書等必要書類を整え、教職・司書・学芸員教育センター長に新規事業計画申請を依頼する。
- 6 役員会は、当年度3月頃、申請した新規事業計画について教職・司書・学芸員教育セ

ンター長から査定結果報告を受け、次年度事業の執行準備をする。

(教職・司書・学芸員教育センターの業務)

第12条 教職・司書・学芸員教育センターは、役員会により立案、議決された事業の執行に伴う業務を分担して行う。

2 教職・司書・学芸員教育センターは、役員会により10月末までに提出された次年度新規事業計画案及び見積書に基づき、次年度新規事業計画書を作成し、12月に財務事務室に提出の上、予算査定を受ける。

3 教職・司書・学芸員教育センターは、新規事業計画書に係る予算査定結果をセンター長に報告する。

(内規変更)

第13条 内規の変更は、役員会の議決を経たのち、総会の承認を得て、会長がこれを行う。

附 則

本会内規は、平成27年8月8日から施行する。